

砂川市条例第3号  
令和4年3月16日

砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

( 別 紙 )

砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成20年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表を次のように改める。

在職期間	割合	
	基準日が6月1日である場合	基準日が12月1日である場合
6か月	100分の215	100分の215
3か月以上6か月未満	100分の108	100分の108
3か月未満	100分の56	100分の56

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の砂川市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、225分の15を乗じて得た額を減じた額とする。